

千葉市都市局の所管する調査委託等業者選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市局の所管する調査、計画策定等の委託並びに施設等の修繕（以下「業務」という。）を行う業者を選定（資格要件の設定を含む）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、技術提案方式等により、所管において別途委員会等を設置し、業者を選定する場合を除く。

(選定の時点)

第2条 業者の選定の時点は、選定を必要とする業務の契約の施行決定の前（制限付一般競争入札の場合は施行決定の時）に業務担当課において行うものとする。

(業者の選定)

第3条 業者の選定に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の12第1項の規定に基づき資格者名簿に記載されている業者のうちから、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 契約に関し不誠実な行為の有無
- (3) 手持ち業務の状況
- (4) 業務内容の技術的適性
- (5) 当該業務に関する実績
- (6) 業務内容に関する実績
- (7) その他執行に必要な事項

2 市内業者育成の観点から、市内業者の選定には特に考慮するものとし、市内に支店又は営業所を有する準市内業者及び市外業者については、業務内容により、必要な都度選定するものとする。

(業者の選定の特例)

第4条 次の各号に該当する業務については、前条の規定にかかわらず、資格者名簿に記載されていない業者を選定することができる。

- (1) 特殊な技能技術を必要とするもの
- (2) 特殊な機器設備と密接な関係のあるもの

(準用)

第5条 前2条の規定は、令第167条の2に規定する随意契約について準用する。

(指名業者選定数)

第6条 第2条の規定により選定する指名業者数は、指名競争入札にあっては、5者以上とする。ただし、契約の内容により5者以上指名することが困難なときは、その数を3者以上とすることができる。

2 制限付一般競争入札が不調となった場合には、指名競争入札に切り替えることができる。この場合の指名業者数は、前項の規定を適用する。

(指名の停止)

第7条 業者の指名停止は、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）の例による。

(審査会の設置)

第8条 第2条において選定した業務を行う業者を審査するため、都市局に千葉市都市局調査委託等業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会の審査対象は、原則として、1件あたりの予定金額が500万円以上のものとする。ただし、他の要綱等により審査会で審査を受けることと規定されているものについてはこの限りではない。

(所掌事務)

第9条 審査会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格要件の審査に関すること。
- (2) 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格要件の審査に関すること。
- (3) 令第167条の12第1項に規定する指名競争入札に参加させようとする業者を指名するための審査に関すること。

(4) 令第167条の2(同条第1項第2号(「千葉市決裁規程の運用について(依命通達)」(令和6年3月29日付5総人第429号)第9項で規定する契約の相手方が特定されている場合に該当し、施行決定を省略するものに限る。)、第5号、第8号及び第9号を除く。))に規定する随意契約により、業務を委託することについての審査に關すること。

(5) その他業者選定に關し必要な事項。

(組織)

第10条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市局長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し審査会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 都市局次長

(2) 都市部長

(3) 建築部長

(4) 公園緑地部長

(5) 都市総務課長

(審査会)

第11条 審査会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 審査会は、委員長(委員長に事故があるときはその職務を代理する者)及び半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会は、審議に必要があるときは、関係職員に必要な資料を提出させ、又は、審査会に出席させて説明を求めることができる。

5 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、都市局都市総務課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、施行前に審査会で承認された希望型指名競争入札の案件のうち、施行日以降に業者を募集する案件については、制限付一般競争入札で承認されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

様式1 千葉市都市局調査委託等業者選定審査資料

課名 _____ 課 _____

1 件 名			
2 事業別 ☐ 国・県補助 ☐ 市単独 3 委託（修繕）期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日 4 委託（修繕）業務の概要 （1）趣旨 （2）具体的な内容（①項目・数量、②対象範囲・場所、③成果品） ① 項目 ② 対象範囲・場所 区 町地内（ 事業地内） ③ 成果品			
5 契約方法・予定金額・業者数 ☐ 1）随意契約 （予定金額 ）（業者数 者） ☐ 2）指名競争入札 （予定金額 ）（業者数 者） ☐ 3）制限付一般競争入札 （予定金額 ） * 予定金額は、右の欄の番号を記入	予 定 金 額 ① 3千万円以上～ ② 2千万円以上～3千万円未満 ③ 1千万円以上～2千万円未満 ④ 5百万円以上～1千万円未満	指名競争入札における業者選定基準 5者 ※ただし、契約の内容により5者以上指名することが困難なときは、その数を3者以上とすることができる	
6 契約方法選定理由 （1）根拠法令： （2）理 由： 7 業者選定（資格要件設定）理由 8 参考（前年度当該業務の受託業者）			
担当者氏名		電話	

様式2 業者選定一覧表

件 名 _____ 課 名 _____ 課 _____

フリガナ 業 者 名※1	所 在 地	所在 形態	備考

〔所在形態〕 市内（市内に本社） 準市（市内に支店・営業所） 市外（左記以外）

※1 業者はアイウエオ順で記載